平成２７年６月４日

亀山商工会議所　会員　各位

亀 山 商 工 会 議 所

マイナンバー制度説明会の開催のご案内

平成２７年１０月からマイナンバー（社会保障・税番号）制度におけるマイナンバー（個人番号）の通知がはじまり、平成２８年１月からマイナンバーが利用開始となります。マイナンバーは社会保障、税、災害対策の３分野で活用される制度ですが、業種業態を問わず従業員を雇用している中小企業・個人事業における実務対応も急務になっています。

そこで、鈴鹿税務連絡協議会、鈴鹿税務推進協議会の共催にて内閣官房社会保障改革担当室で当制度の立上げから参画し、現在も総括担当であり、誰よりも当制度に精通した内閣官房社会保障改革担当室参事官補佐　浅岡孝充氏を講師に迎え、マイナンバー制度説明会を開催いたします。是非ご聴講賜りますようご案内申し上げます。

記

１．日　　時　平成 27 年 **6** 月 **18** 日(木)　午前 **9** 時 **15** 分～**10** 時 **45** 分

（会場の開館時間は午前９時からとなりますので、ご注意ください。）

２．場　　所　**鈴鹿市文化会館　けやきホール**

（鈴鹿市飯野寺家８１０）

３．内　　容　「マイナンバー制度の概要と企業に求められる対応」

４．講　　師　**浅岡 孝充** 氏　内閣官房社会保障改革担当室参事官補佐

内閣官房社会保障改革担当室でプロジェクトチームに立ち上げから参画し、現在も総務担当として、法案の作成や技術課題の解決にあたってみえる方です。

５．申込方法　　事前申込制（先着３０名まで）

６月 10 日（水）までに当所まで FAX(82-8987)にてご連絡下さい。

６．問合せ先　**鈴鹿税務署　総務課　059-382-0351**

（駐車場には限りがございますので、公共交通機関または乗り合わせの上ご来場ください。）

▼ 6/18 マイナンバー制度説明会 参加申込書 ▼

ＦＡＸ （0595）８２－８９８７

参加者名	
事業所名	
ＴＥＬ	

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、商工会議所からの各種連絡・情報提供以外には使用いたしません。